

座間市議会議長
松橋 淳郎 殿

委員会名
又は会派名

氏 名片岡 将志

市議会議員のためのハラスメント研修所感

令和8年7月8日、法律事務所Sシニアパートナー弁護士・宇田川隼氏を講師として開催された「市議会議員のためのハラスメント研修」を受講しました。信頼される議会・議員であるために、ハラスメントの本質と対策を学ぶ貴重な機会となりましたので、所感を報告いたします。

【ハラスメントの本質】

ハラスメントは「本人の意図に関わらず、相手の尊厳を傷つけ、不快感や脅威・不利益を与える行為」と定義されます。最も重要なのは「受け手基準」です。加害者の「悪気はなかった」「そんなつもりはなかった」は通用せず、受け手がどう感じたかが基準となります。優越的関係を背景に発生しやすく、1回の言動でも成立しうる点を再確認しました。

【議員特有の構造的リスク】

「選挙で選ばれた立場×監督者不在＝自覚なきハラスメントが起こりやすい」との指摘が印象的でした。権威性の錯覚、上司不在、属人的活動の閉じた環境、要望と圧力の混同といった要因により、対市民（威圧的対応、支援関係の利用、SNSでの個人特定可能な批判等）および対職員（長時間の説教・休日夜間連絡、人事への圧力、過剰な資料要求、私的用務の指示、性的言動等）でリスクが高まる構造を学びました。

【判例から得た教訓】

川越市議による女性職員へのセクハラ・パワハラ事案（2022年、110万円の損害賠償命令）や、SNSの「いいね」行為が不法行為と認定された伊藤詩織氏対杉田水脈衆院議員の事案（2024年確定、55万円）を通じて、民事・行政・刑事の多重責任が現実に関われることを具体的に理解しました。投稿だけでなく「いいね」も責任対象になり得る点は、SNSを活用する議員として特に留意すべきです。

【セルフチェックと今後の姿勢】

研修で示されたセルフチェック10項目を自身の言動点検に活用します。また、大和市や藤沢市議会などのハラスメント防止条例の動向から、条例制定が議会の自律性・自浄作用を高める意義を認識しました。

「迷ったら立ち止まる。『これは相手を尊重した言動か？』と一呼吸おく習慣を。」とのまとめの言葉を肝に銘じ、受け手基準の徹底、優越的立場の自覚、多重責任の意識を常に持ち、信頼される議員であり続けるよう努めてまいります。

以上